

農業資材審議会 種苗分科会  
第 11 回議事録

農林水産省食料産業局新事業創出課

# 農業資材審議会第11階種苗分科会

## 議事次第

日 時：平成23年12月22日（木）13：58～15：41

場 所：農林水産省第3特別会議室（7階）

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事【議事進行：茶園分科会長】  
「重要な形質」の指定について（諮問）
4. その他
5. 閉 会

○遠藤課長 それでは、定刻には若干早いのですが、参加予定の方、すべてそろいましたので、ただいまから第11回「農業資材審議会種苗分科会」を開会させていただきます。

新事業創出課長の遠藤でございます。委員、専門委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、すべての委員、専門委員の方に御出席をいただいております。

本分科会は、委員の定員数7名のところ、本日、全員御出席いただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定により、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、本来であれば、農林水産省を代表いたしまして、食料産業局担当審議官の櫻庭からごあいさつを申し上げるところでございますが、所用のため欠席しております。私が櫻庭審議官のあいさつを代読させていただきます。

それでは、農業資材審議会種苗分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

御出席の委員の皆様方におかれましては、平素より農林水産行政に対しまして、種々御指導を賜っておりますことに対し、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、本年4月に、審議会委員の改選が行われました。新しく委員に就任された皆様におかれましては、初めての審議会になります。忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

さて、皆様御存じのとおり、本年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国の農林水産業は甚大な被害を受けました。農林水産省では、省を挙げて東日本大震災からの復旧・復興に取り組んでおりますが、品種登録関係では、登録料未納による失効を防ぐため、災害救助法が適用された市町村の育成者権者に対して、品種登録料の納付期限を延長する措置を講じたところです。

また、本年9月1日に農林水産省は組織再編を行い、新たに食料産業局を設置いたしました。食料産業局は、食品産業のみならず、食を生み出す農山漁村の資源や環境に関連する産業を幅広く所管しており、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出、育成するとともに、食や環境を通じて生産者と消費者のきずなを強めることに力を入れております。

新事業創出課におきましては、品種登録制度を始めとした知的財産の保護、活用を図るとともに、農山漁村の豊富な資源と異分野の革新的技術の融合により、新産業を創出する緑と水の環境技術革命を推進することとしております。

さて、本日は、農林水産大臣より種苗法第2条第7項の規定に基づいて諮問を受けております重要な形質の指定について御審議いただくこととなっております。

新品種の審査、登録は、植物の種類ごとに定められる審査基準によって行うこととなっております。審査基準は重要な形質に基づいて作成することとなっております。

新たな植物種類の出願等に対応するために、審査基準の制定、見直しが必要であることから、そのための重要な形質について専門家である委員の皆様の御意見を伺うものです。優れた品種の育成は、我が国の農業の競争力の源泉ともなるものであり、そのためには、新品種の育成者に権利を付与し、適切に保護することが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、どうぞ、十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げ、私のあいさつといたします。

平成 23 年 12 月 22 日、大臣官房審議官、食料産業局担当、櫻庭英悦代読でございます。

それでは、次に、資料の確認に移りたいと思います。お手元に配付してございます資料でございますが、まず、資料 1 から 4 と参考資料も 1 から 4 でございます。

資料 1 は、諮問書の写しでございます。

資料 2 は、重要な形質の見直しについて。

資料 3 は、後ほど御説明いたしますが、食料産業局の業務について。

資料 4 は、UPOV 技術作業部会開催報告でございます。

参考資料 1 は、農林水産省告示（重要な形質）の制定について。

参考資料 2 は、種苗法・農業資材審議会関係法令集。

参考資料 3 は、今回の諮問に係る植物区分の種類別審査基準（案）。

最後、参考資料 4 は、パブリックコメントの募集結果についてでございます。

何かございましたら、事務局の方に申し伝えていただければと思います。

なお、本日、この会議室は 17 時まで確保しておりますが、御審議の状況によりましては、早めに終了することもございますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、前回の審議事項の報告に移らせていただきます。

本日、御審議いただく前に、前回、平成 23 年 1 月 25 日に開催いたしました種苗分科会で UPOV テストガイドラインに沿った見直しを行った 19 種類の植物を始めとする、重要な形質の改正について御審議いただきましたが、本年、4 月 1 日付で告示の改正を行いましたことを御報告いたします。

告示が掲載されました官報は、先ほどの参考資料 1 に添付しております。更に告示につきましては、広く一般の方にもご覧いただけるよう、品種登録ホームページ上で公開しておりますことを併せてお知らせいたします。

では、これからの議事進行は、分科会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○分科会長 それでは、議事に入ります。まず、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨、御了承ください。

それでは、農林水産大臣から、本審議会に対し、資料 1 のとおり、農林水産植物の重要

な形質の指定について諮問がありますので、この内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○植木室長 種苗審査室長の植木でございます。私の方からは、資料2の「重要な形質の見直しについて」という資料がございますので、これに基づきまして、御説明をさせていただきます。

パワーポイントを用意してございますので、内容は同じでございますけれども、それを見ながら御説明を差し上げたいと思っております。

(PP)

こちらのスライドは、種苗法が規定しております品種保護制度の概要でございます。皆様方、既に御承知かと思いますが、育成者の方が新しい品種を育成するとした場合には、私どもの審査室の方に出願をしていただきます。

そうしますと、原則、基本的には種苗管理センターで栽培試験を行うわけでございますけれども、例えば果樹とか非常に時間がかかるとか、いろんな事情があるものについては現地調査をするということでございまして、栽培試験あるいは現地調査の結果を踏まえて審査した結果、一定の要件を満たしている場合には、育成者権が与えられるわけでございます。

権利の存続期間は25年、永年作物は30年でございます。権利でございますので、対抗措置が民事的救済、刑事罰、税関の関係等、こちらは関税法の方でございますけれども、規定されてございます。

育成者権、これは、知的財産権の1つでございまして、育成者権を与えるということは、新しい品種を育成して、それが認められれば、きちんと登録ができるという制度でございまして、新しい品種を育成しようというインセンティブを与えるという効果も非常に大きいのではないかと考えております。なかなか日本の農業が厳しい中で、新しい品種、優れた品種をつくっていくということが重要でございますので、育成者権あるいは種苗法の果たす役割は十分大きいと考えております。

(PP)

次が、栽培試験を行っております種苗管理センターの概要でございます。

本部はつくばでございまして、栽培試験の方は本所と岡山県の笠岡市にあります西日本農場、ここで主にやっております、そのほか、雲仙農場あるいは八岳農場の方で栽培試験を行っているということでございます。

種苗管理センター全体では、役職員数301名というふうになってございます。こういう場所で栽培試験を行っているということでございます。

(PP)

種苗法の保護対象植物でございますけれども、農林水産物の生産のために栽培される全植物ということになっております。

具体的には、種子植物、シダ類、せんたい類、多細胞の藻類、政令で指定された植物と

ということで、これはきのこでございますけれども、きのこの場合には、分類学上は菌類となりまして、菌類といった場合には、いろんな植物以外のものも入りますので、あえてここはちょっとややこしいんですけれども、政令で指定するというスキームを取ってございます。

日本が入っている UPOV の 91 年条約では、すべての植物を保護対象とすることが義務づけられております。

(PP)

次は、品種登録の要件でございますけれども、これも皆様も御承知かと思いますが、区別性、国内外の公然知られた他の品種とは重要な形質において明確に区別できるということです。

それから、均一性でございます。同一世代で重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること。

あと、安定性でございます。増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定しているということでございます。

この3つは栽培試験あるいは現地調査の方で確認します。それから、未譲渡性、英語ではノベルティーと言っておりますけれども、誰かに販売してはいけないということで、それぞれ年限を規定してございます。

名称の適切性でございます。名称が誤認混同とか、あるいは紛らわしいものではないということをチェックしてございます。

(PP)

今日御審議いただく重要な形質について簡単に御説明いたしますが、これにつきましては、UPOV という国際条約がございまして、その中でも、こういうような要件が定められてございます。

種苗法では、重要な形質は品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いられまして、品種登録の適否を判定するための重要な要素であると、これら以外で差異があっても区別性は認められないということになってございます。

(PP)

新品種の出願・登録の状況でございますけれども、制度が始まってから、若干波はありますけれども、ほぼ一貫して増えてきております。

平成 20 年から若干減っておりますけれども、今年は増えてございます。これが減っている理由は、恐らく後ほど御説明をしますが、実は出願の一番大きいのは花でございます。花の場合には、世の中の景気の動向を受けるということなのかなと思っておりまして、世界的な経済不況の影響かなと思っております。この辺の傾向は、海外においても同じだと聞いております。

これが、出願の状況でございます。下が年間の登録件数の推移でございますけれども、最近では、1,200 から 1,400 で、ほぼ安定して私ども審査をしまして、それで登録をすると

いうことになってございます。

(PP)

それでは、育成者権、登録した品種というのは、どういうものがあるのかということでございますけれども、今、申し上げたように、一番多いのは草花類でございます。この中で多いのは、キク、カーネーション、シンビジウムでございます。

次が、黄色の観賞樹でございます、この中では圧倒的にバラが多いわけでございます。

次が7%、野菜でございます、野菜ではイチゴ、トマト、レタスが多くなってございます。

次の食用作物、この中では、圧倒的に稲が多くなってございます。

赤は果樹でございますが、ここではリンゴ、モモ、ブドウ、カンキツ、こういうものが多くなってございます。

(PP)

では、実際に出願している方はどういう方が多いのかということでございますけれども、やはり種苗会社が約半分を占めてございます。その他、個人の育種家の方も頑張っておられますし、食品会社等、農協等あるいは都道府県等、国等ということになってございます。

(PP)

実は、出願者の内容を見ますと、非常に植物の種類ごとに特徴が出てきております。花き・観賞樹の場合には、ご覧いただきますと、ほとんどが種苗会社あるいは個人の方でございます。民間ベースでの育種が非常に盛んであるということだろうと思えます。

それで、食用作物になりますと、これは、稲とか麦とか大豆ですけれども、公的な機関、都道府県等、国等が多くなってございます。

野菜につきましては、種苗会社、都道府県、これが多くなっておりますし、果樹につきましては、これは個人の方が頑張っておられるということで、それぞれ植物の種類ごとに特性が見られるわけでございます。

(PP)

平均審査期間の推移でございます。こういう御時世でございますので、なるべく早く審査をして登録をしなければならぬと、これは特許の分野でも言われておりますけれども、この育成者権の方でも同じようなことが言われております。

他方、植物の場合には、栽培をして確認をするということが必要になりますので、なかなか1年程度というわけにはいかないだろうと思っております。

直近では、出願をされてから、登録するまで平均で2.5年でございます。私どもは、目標としましては、26年度に平均2.3年に短縮するように、栽培試験をやっている種苗管理センターと私どもの連絡をもっとスムーズに行うとか、あるいは草花で、いつまでに出願してもらえれば、翌年栽培試験を行いますよという期限を設定しまして、なるべくスムーズに栽培試験を行うとか、そういうさまざまな工夫努力をしまして、2.3年を実現するために、今、取り組んでいるところでございます。

(PP)

次に、UPOV 条約について、少し簡単に御説明いたします。正式名称が植物の新品種の保護に関する国際条約でございます、締約国は 70 か国でございます。

体制としましては、理事会、評議会、こういうものがございまして、これは、毎年 2 回会議をやってございます。

その下に、技術委員会というのがございまして、その下にそれぞれ作業部会がございまして、農作物、果樹、観賞樹、野菜等、これは、毎年関係者が集まって、新しいテストガイドラインをつくったり、あるいは審査の方法とか、それを議論したり、そんなことをやっております。

これには、なるべく私ども参加するようにしてございますし、TWF と TWO につきましては、今年の 11 月、日本の広島県で開催をしたところでございます。

私どもの制度につきましても、積極的に国際的な整合性を図るとともに、国際的な面でも貢献しようということで取り組んでいるところでございます。

(PP)

次が、世界のほかの地域や国の、出願や登録の状況はどうかということでございますけれども、これは、出願でございますけれども、2010 年でございますけれども、日本は、4 位でございます。

ちょうど 2010 年に日本は、一番出願件数が少なかったものですから、本当であれば、中国の上に行ったんではないかと、通常であれば、行くのではないかと考えております。

それから、登録の方では、EU に続いて 2 番目となっておりますし、存続中の権利数ではアメリカ、EU に次いで 3 番目となっております。

日本では、新しい品種は結構たくさん育成されて、出願されて登録されているということだろうと考えております。

(PP)

海外の出願状況でございますが、ブルーのものが全体でございまして、平成 20 年から減っていることは、先ほど御説明したとおりでございます。

海外育成はピンクの方でございまして、やはり 20 年から若干減っておりますけれども、22 年はちょっと増えてございます。

22 年度を見ますと、出願の合計が 1,013 でございますけれども、海外、外国の育成が 37% でした、おおざっぱにいいまして、3分の1 くらいは、外国で育成されたものが、日本で申請がされると、そういう意味では、この分野でのグローバル化というのは、進んでいるので、より私どもの制度、基準をグローバル化しなければいけないということはあるんだろうと考えておりますし、取り組んでいるところでございます。

(PP)

次が、外国の育成品種の出願状況でございますけれども、では、どういう国が多いのかということでございますけれども、これは、圧倒的に赤のオランダでございます。



平成 18 年からの推移が下の方にございますけれども、やはり例年断トツでオランダでございまして、これは、花の出願が多いということだろうと思っております。

そのほか、ドイツ、アメリカ、イスラエル、デンマーク、フランス等ということになってございます。

(PP)

先ほど申し上げたように、私ども、海外で育成されたものが日本で出願される、あるいは日本で育成したものを日本で出願して海外でも出願するというケースも結構ございますので、国際的な審査の協力に取り組んでいるところでございます。

審査協力でございますけれども、EU とはバラ、ペチュニア、カリブラコア、キク（スプレータイプ）について審査の協力を行っております、具体的には、先方がつくった審査報告書あるいは私どもがつくった審査報告書をお互いに有料で購入しまして、その結果をもって審査をするということをやっております。

あと、ベトナム、中国、オーストラリア、この辺についても、審査の協力を進めてございますし、あとは、東アジア品種保護フォーラムというものをつくりまして、東アジア地域全般の国際的に調和の取れた植物品種保護制度の整備を進めているところでございます。

(PP)

これは、もう少し東アジアの状況を丁寧に説明したものでございまして、植物品種保護の法令がない、もしくは国内法令上は、保護をうたっているが、実際の運営がないというところは、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイ等でございます。まだまだ不十分など多いわけでございます。先ほど御説明したように、保護のシステムがなければ、日本で育成したものを、こういうところで販売しようと思っても、権利が適切に保護されないと、要は販売できないということになりますので、なるべく日本で育成された権利が、東アジアは環境、気候等も日本と近いので、ある面でビジネスチャンスもあろうかと思っておりますので、そういうところでも十分ビジネスをする、あるいは育成者権を活用していただくためには、まず、こういう制度を整備するということが必要だということで取り組んでいるわけですが、正直申し上げまして、新しい制度をつくるというのは、行政府だけではなかなかできないわけございまして、それぞれの国の国会、議員、そういうところの御了解を得る必要がありますので、なかなか簡単には進まないという状況ではございますが、粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

あと、1つは、特にいろいろ聞いてみますと、育成者権の制度ができて、結局、もうかるのは大手の種苗メーカーだけではないかという誤解もあるようでございまして、そこはそうではないんだよということも含めて、説明をし、こういう国々での制度確立に向けて、取り組んでいるところでございます。

(PP)

以上で、育成者権をめぐる状況の御説明を終わります。諮問についての御説明に移させていただきます。

(PP)

重要な形質につきましては、先ほど御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

(PP)

重要な形質の見直しの考え方でございますけれども、我が国の審査基準が 606 ございます。先ほど御説明した UPOV も種類別のテストガイドラインというのをつくっております、264 ございます。ダブっているものがございますので、このダブっているところにつきましては、なるべく国際整合性を図るように私どもの基準を見直してございます。

なぜかといいますと、1 つは審査協力をする場合に、お互いの審査の基準が全く違えば、それは非常に突き合わせに時間がかかります。

もう一点は、日本の方が新品種を育成して、日本で出願して、海外で出願する場合、審査基準が全く違いますと、その分手間も大分かかりますので、そこはそろえられるものはそろえていた方がいいということで、今、精力的に平成 19 年度から取り組んでいるわけでございます。

その際に、では、何でもかんでも UPOV のテストガイドラインに合わせればいいのかといいますと、そうではないわけございまして、病虫害抵抗性、国によって若干見る観点、重視される観点は違いますので、そこにつきましては、柔軟に必要なものは残す、要らないものは、場合によっては削るとか、そういうことをしながら整合化を図っているわけでございます。

そして、UPOV で、まだ、テストガイドラインがないものにつきましては、積極的に UPOV へ提案をしていくということで取り組んでいるところでございます。

(PP)

委員の皆様方には、事前に重要な形質の案と、審査基準の案をお送りして御意見を願いましたところでございますけれども、(スライドの表を指しながら) 審査基準が、ここに形質とございまして、ここにいろいろな形質がございまして、今回、御審議いただく重要な形質は、ここに一つずつ入っていくと、そういうイメージでございます。

それで、重要な形質で、それぞれの項目を決めていただいて、あと、具体的に細かく定義して、その状態についても決めていくという作業が行われることになってございます。

本日は、諮問されているのが重要な形質ということですので、その項目だけでございますけれども、実際には、審査基準についてもいろんな御意見をいただいておりますし、それにつきましては、必要に応じてやりとりをさせていただいておりますし、また、御意見をいただきながら、皆様の御協力を得ながらいいものをつくっていきたいと思っております。

(PP)

ここに書いてございますが、赤枠の部分は UPOV のテストガイドラインにはないけれども、加わったものでございまして、これは、バーベナでございます、CPVO、ヨーロッパ

品種庁と色々な協議をやっていまして、そこでもって、やっぱりこういう項目を入れた方がいいものは、これに付け加えてございますので、こういうものもあるということで、御参考でございます。

(PP)

次が、今日御審議いただく植物種類でございます。カテゴリーは、幾つかございますが、最初のカテゴリーは、これまでに出願のなかった植物種類で、審査に必要なために、区分を新設するものでございまして、要は審査基準がないんだけど、出願があった以上は、すべての植物種について、審査をせよということが決まっておりますので、そのためには審査基準が必要になりますので、こういう植物種類につきまして、重要な形質を定めるというものでございます。

下の2つ、③と④は、UPOVのテストガイドラインがございまして、それを参考にしております。

最初のショウナンゴムノキでございますけれども、これは、観賞樹でございますけれども、これにつきましては、形態的に類似しているベンジャミンの基準がございましたので、それを参考につくったわけでございます。

(PP)

次が、アメリカフヨウでございます。これは、草花類でございますけれども、これも少し類似した植物であるムクゲですか、その基準を参考に、重要な形質の案をつくったわけでございます。

(PP)

次が、リップサリドブシスでございます。これは、多年草の草花類でございますけれども、これは、UPOVのテストガイドラインがございまして、それをベースにつくっております。

(PP)

次が、飼料作物のフェストロリウムでございます。これは、イネ科のフェスツカ属とロリウム属の交配品種でございまして、これも出願があったので審査基準をつくったわけでございますけれども、UPOVのテストガイドラインをベースにしてございまして、春の草勢、夏の草勢、秋の草勢、これにつきましては、UPOVのガイドラインにはないんですけれども、我が国では、これは重要だということで、この形質を追加してございます。

以上が、新しくつくる植物種類の基準でございます。

(PP)

次が、UPOVのテストガイドラインに整合化を図るという観点で改正をするものでございます。全部で14植物種類でございます。

(PP)

最初が食用作物のアマランサスでございます。これもUPOVのテストガイドラインがありまして、基本的には、それに準拠してございまして、細かい話ですけれども、こ

のうるちまたはもちの別は、種子の型の中に含まれますので、そういうふうには整理をしたり、いろいろと整理をする。ということで、若干違うようには見えますけれども、UPOVのテストガイドラインに合わせまして、こういう案を作成してございます。

(PP)

次が、野菜のカリフラワーでございます。これもUPOVのテストガイドラインを参考にしたわけですが、花らい球の重さ、花らい球のきめの粗密等、こういう幾つかの項目につきましては、日本では重要ということで追加をしてございます。

(PP)

次が野菜のブロッコリーでございますけれども、これもUPOVをベースにしてございませけれども、先ほどと同じように花らい球の重さあるいは花らい球の渦巻きの形成の明瞭性等、そういう6形質を日本独自のものとして追加してございます。

(PP)

次が野菜のめキャベツでございます。これは、UPOVのテストガイドラインに加えまして、子葉の色とか、胚軸の色とか、幾つかの項目を追加してございませけれども、今まで登録された品種の中で、こういう項目によって区別性を見ているという品種もありますので、こういうものは、UPOVの基準にはなくても入れることが必要ということで追加をしてございます。

(PP)

次が、飼料作物のトールフェスクでございます。これもUPOVの方を参考にさせていただきます。

ここに葉の粗剛度とございませけれども、これは、もともと皆様に事前に送付した段階では、葉の細かさという表現でございましたけれども、清水専門委員の御指摘により、葉の粗剛度というふうには表現を適正化してございます。

(PP)

次が、同じく飼料作物のメドウフェスクでございます。こちらもUPOVの基準に春の草勢とか、6つの形質を追加してございます。

(PP)

次が、草花類、1、2年草のかすみそうでございます。こちらでは、草姿とか、茎の長さとか、茎当たりの花の総数とか、そういう6つの形質をUPOVのガイドラインに追加してございます。

(PP)

次が、野菜のつるれいし、いわゆるにがうり、ゴウヤでございます。これは、UPOVにも基準がございませけれども、もともとは日本が提案したものがUPOVの基準になったわけですが、その後、我々いろいろと審査をやっていく過程で、葉身裂片の先端部の形とか、幾つか更に必要な形質がございましたので、それにつきましては、UPOVの基準に追加をしたところでございます。

(PP)

次が、工芸作物のおたねにんじん、いわゆる朝鮮にんじんでございます。これも UPOV の基準をベースに直してございまして、幾つかの重要な形質の書きぶりは、小松専門委員の御指摘を踏まえて少し修正してございますし、あと、もともとたく葉の有無というところがあったんでございますけれども、御指摘を受けていろいろ検討しまして、たく葉の有無が品種間で差があるのかないのか、よくわからないということがございますので、今回、たく葉の有無という項目を削除してございます。

(PP)

次がパッションフルーツでございます。これも UPOV のガイドラインに葉身の形とか、幾つかの形質を加えてございますし、山田委員の御指摘を踏まえまして、果汁の多少という形質を追加させていただいております。

(PP)

次が、食用作物のべにばないんげんでございます。一さや内の粒数とか、日本として必要だから追加した項目もございますし、例えばさやの表面の粗滑は CPVO、ヨーロッパ品種の方では、こういう項目を入れていますので、これも重要ということで追加をしてございます。

(PP)

次が、果樹のラズベリーでございます。これは、現行ではきいちご類に含まれるわけでございますけれども、やはりラズベリーというものを分離・独立した方がいいということで、そこから分離した基準を UPOV のガイドラインに従って作成してございまして、それで、果床の大きさとか、2つの形質を追加してございます。

(PP)

次がばれいしょでございます。ばれいしょも UPOV のものを参考にしておりますけれども、それからヨーロッパ品種の基準では、削除してある5つの形質がございましたので、それを削除しまして、更に病害抵抗性とか、我が国として必要な形質を追加してございます。

(PP)

次がタゲテス、草花類の1、2年草でございます。これも UPOV の基準を参考にしまして、ただ、花を分解しますと、舌状花あるいは丁字状花、幾つかに分解できますので、それらの花ごとにきちんと色を見ていくというような形で、少し丁寧な基準、重要な形質というふうにさせていただいております。

(PP)

今までの、UPOV の基準への整合化を図るというものでございましたけれども、次が、UPOV の基準にはないだけけれども、基準を見直すというものが幾つかございまして、例えば、現行の方を見ていただきますと、こういう大きくりの項目がございまして、この中で、細かい具体的な審査の基準を決めていくというのが、昔の審査基準のつくり方でござ

いまして、それは、よろしくないということで、具体的な審査基準の項目全部を重要な形質として告示で決めると変えてございますので、この古い基準をこちらの方に移すということでございます。

(PP)

まず、草花類のアカリファ カメドリフォリアでございます。

(PP)

次が、エスキナンツス、多年草の草花類でございますけれども、これも同じでございます。これは実は先ほどの基準と同じでして、要はその他の多年草という重要な形質の区分でもっていろんなものを見ておりましたけれども、実際には、この中で細かく決めておりましたけれども、実際に見る項目を表に出したということが、この改正案でございます。

(PP)

3番目のアルテルナンテラ フィコイディアでございますけれども、これは草花類の多年草でございますけれども、これも同じ趣旨でございます。

(PP)

次が、同じく草花類の多年草のはまかんざしでございます。これも同じ趣旨でございます。今回、具体的に審査をする項目を抜き出したものでございます。

(PP)

次が、ベゴニア（根茎性ベゴニア、エラチオールベゴニア及び球根ベゴニアを除く）ということでございまして、これは、ベゴニアにはいろんな種類がございますけれども、先般エラチオールベゴニアの基準を見直ししまして、いろんな面での整合性を図りながら、今回、こういう見直しを行うというものでございます。

(PP)

次が、はばたんでございます。これも従前の重要な形質は、非常に定型的なものでございましたけれども、この中に含まれているものを全部表に出しまして、それぞれの項目につきまして、もう一度見直しをした結果が、この改正案でございます。

(PP)

次が、観賞樹のケアノツスでございます。

(PP)

次が、草花類、1、2年草のケンタウリウム コンフェルツムでございます。これは、現行ケンタウリウム属となっておりますので、コンフェルツムを分離して、こういう新しい基準をつくったものでございます。

(PP)

次が、観賞樹のぬまひのきでございます。

(PP)

次が、観賞樹のみやましきみでございます。

以上が、古い基準を新しい基準の形式に改め、そのときに必要な見直しを行ったという

ものでございます。

(PP)

次のカテゴリーが、運用の結果を考慮して所要の改正を行うということでございまして、今まで一度基準は改正したんでございますけれども、実際、栽培試験等で使っていて、ちょっと不都合な点があるので、再度見直しを行いたいというものでございます。

(PP)

最初ねぎでございましてけれども、赤線の部分の追加でございまして、やはり日本にはいろんな種類のねぎがございまして、その区別性をきちんと評価するためには、こういう形質が必要ということで、今回追加をお願いしたところでございます。

(PP)

次が、草花類、多年草のブラキスコメでございまして。

(PP)

次が、草花類、1、2年草のケンタウリウム エリトラエアでございまして。これにつきましては、やはり区別性を見るためには、開花の早晚というのを見る必要があるから、これを追加したいというものでございます。

(PP)

次が、きくでございまして。少し細かい文言の修正もございまして、あとは、ここで外花弁と異なる場合には、この色を見るということでございましてけれども、この異なる場合以外の場合でも、表面の色を見る必要があるということから、この文言を削除するとか、そういうような改正をお願いしたいということでございます。

(PP)

次が、草花類、多年草のエピフィルムでございまして。これは、実は、今までとちょっと違っておりまして、現行の方が今の新しい基準でございましてけれども、これは、また昔の基準に戻すというような形で、ちょっと例外的なものでございましてけれども、前回のエピフィルムの基準を、こちらへ直したわけでございましてけれども、ちょっと対象とする作物が違っておりまして、それでエピフィルムとしては、現行の重要な形質ではなくて、元の重要な形質が適切ということでまた戻してございまして。

そのときに、この古い形式は変えないのかということがございまして、これは、現在のところ申請中の案件がないものですから、新しい申請があった際に、これをきちんと、こういう形式で少し見直しをしたいと思ってございまして。

(PP)

次が、フクシアでございまして。草花類の多年草でございましてけれども、花弁とがくで単色の場合、複色の場合等ありますので、そこを丁寧に書き分けた基準としてございまして。

(PP)

大豆でございましてけれども、北委員の御指摘で、種皮の色数を入れてございまして。あとは、実際に区別性を見るためには必要だということで、幾つか形質を追加してございまして。

(PP)

次は、大麦でございます。これも平成 19 年に UPOV のガイドラインに整合化を図るという観点で、現行の重要な形質を決めていただいたわけでございますけれども、実際に使っていますと、なかなか区別性を見るためには足りない点がございまして、いろいろと大麦の研究をやっている方、育成をやっている方に御意見をお伺いしまして、こういう必要な形質を追加したということでございます。

(PP)

次が草花類の多年草のニューギニアインパチェンスでございます。こういうところを横並びで明確化するとか、そういうような改正をお願いしているところでございます。

(PP)

次が、飼料作物のチガヤでございます。チガヤは場合によっては、漢方の原料となる場合もございまして、そういうものだけの場合には、薬用品種に限るという限定を入れたり、あるいは更に必要な形質を追加してございます。

(PP)

次が、野菜のレタスでございます。こちらにつきましても、平成 19 年に UPOV の基準に整合化を図ったわけでございますけれども、実際、審査をやっていく上で、もう少し区別性を見るためには、形質が必要ということで追加をしたわけでございます。北委員の御指摘を受けまして、根腐病菌と、名称を適正化してございます。

(PP)

次が、飼料作物のイタリアンライグラスでございます。ふりがなを振るとか、その辺は、ほかのものも合わせる必要がございますけれども、必要な改正をお願いしているところでございます。

(PP)

次も同じ飼料作物のペレニアルライグラスでございます。これも外というのを、これを包ということで、委員の御指摘を踏まえて、用語の適正化等を図ってございます。

(PP)

次が、草花類、1、2 年草のネメシアでございます。これは、条を脈にするとか、そういう用語の適正化を図ってございます。

(PP)

次が稲でございます。粳であることを明確化する、あるいは日本で広く使われている玄米の千粒重を入れる、あるいは最近では、胚乳の色で区別性を見てほしいという出願もございましたので、そういうものを追加してございます。

(PP)

次が、しろクローバでございます。これも一旦は UPOV の基準に整合化を図ったわけでございますけれども、実際、栽培試験を行ってみまして、必要だということで、こういう形質の追加をしてございます。この平均というのは当たり前なので削除とか、そういうよ



うな内容でございます。

(PP)

次は、観賞樹のたにうつきでございます。これにつきましても、葉身の斑の色、これを追加しているところでございます。

以上が、実際に扱ってみて、ちょっと不都合な点を直すという改正でございます。

(PP)

最後は、審査基準を適用する対象を見直すというものでございまして、1番目が、ミューレンベッキア コンプレッサというものからミューレンベッキアでございまして、これは、ミューレンベッキア属ではあるけれども、コンプレッサ種ではないものというのがあります。いろいろと検討しまして、これは、属の基準としてよかろうということで、適用する範囲を広げるものでございます。

(PP)

その内容がこれでございます。属を変更しまして、重要な形質の内容を今の形式に改めたものでございます。

それから、きいちごにつきましては、先ほど御説明したとおり、ラズベリーの基準を作成しますので、新しくラズベリーを除くというところを入れたわけでございます。

大分時間をオーバーしまして、恐縮でございますけれども、以上で説明を終わります。  
○分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、諮問事項につきまして御審議をお願いしたいと思います。

今回は、食用作物、野菜、果樹、飼料作物、花き類、工芸作物について見直し案が示されておりますので、最初に、これらを御専門とされている委員の先生方からコメントをいただきたいと思っております。

では、まず、食用作物につきまして、山岸委員の方からお願いいたします。

○山岸委員 今回に関しましては、私は資料を十分見させていただいたんですけれども、確かに必要なものが入れているという判断をいたしましたので、特に問題とされる部分はないように思っております。

○分科会長 どうもありがとうございました。では、続きまして、野菜につきまして、北委員の方からお願いいたします。

○北委員 今の山岸委員と同じように、非常にうまくまとまっています。特に、事前に御指摘させていただいた点については、きちんと対応してくださっていると思っております。

1つ、ちょっとお聞きしておきたいことがあります。いろいろ調べると、ブロッコリーとカリフラワーというのはかなり近いんですね。植物種としては一緒なんですけれども、特性としても近くて、最近、イタリアンブームで、ロマネスコというものが出てきていますけれども、あれはどちらかという、中間型なんですね。この中間型が出てきたときに、どの基準を適用するかというお考えをお聞きできればと思います。

○山口総括審査官 例えば種間交雑したようなもの場合は、どちらかの表現型の近いも

のを基準として使用するよう、基本的には考えております。

○北委員 わかりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。では、続きまして、果樹につきまして、山田委員からお願いいたします。

○山田委員 パッションフルーツとラズベリーという内容でございますが、これらのものは日本ではマイナーなものでございます。海外からのものが使われているということもございます。UPOVを基にしまして、このように改正されるということは、基本的に妥当と考えているところでございます。

また、品種が出ましたときに、単なる区別性ばかりではなくて、こんな有用なところで変異がある、そういう形質があるので、品種登録という動きになると思いますので、実用的に重要な形質についても入れていただく必要があらうかと考えてきたところでございますが、今のパッションフルーツで申しますと、甘いでありますとか、酸味でありますとか、果汁の多少、収穫期、ここらも入っておりますので、妥当と考えておるところでございます。

将来のことを考えますと、自家結実度の高いものなんていうのもあるかもしれませんが、これは、今後のところで、そういうものがあれば、将来的には御検討いただくことになる、重要度の点からいえば、御検討いただくことになるのではないかと考えたところでございます。

それと、ラズベリーの審査基準の対象は、UPOVと同様となったと理解しておりまして、これも妥当と考えているところでございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。それでは、飼料作物につきまして、清水専門委員の方からお願いいたします。

○清水専門委員 清水です。事前に御質問等をさせていただいて、大分解決したんですけれども、改めて見直してみましたら気になる点がありますので、3点ほど述べさせていただきますと思います。

1つは、トールフェスクの形質の2番になります。葉身の幅なんですけれども、定義が花穂が最大に展出したときの止葉下第1葉の葉身の幅となっております。こちらは項目として入れておくということについては納得しておりますけれども、ほかの近い草種については、栄養成長期の葉身の幅を測るものが多くて、このトールフェスクだけ、ちょっと変わった時期に測定するようになっていきます。

今回新しくつくられている基準が、およそ生育のステージ順に項目がなっていて、調査したり、出願したりする立場からすると、便利になっているものが多いのですが、トールフェスクについては、この2番の葉身の幅の項目を、はめ込む順序を出穂期の項目の近くに変えていただくように御検討をお願いしたいと思います。

それと、メドウフェスクの9番、こちらが春化後の自然高となっております。この定義

のところの測定の時期ですね。栄養成長開始4週間後に測定とあるんですけども、こちらが秋に種まきをして冬越しし、春になってから暖かくなって成長が伸び始まってから4週間後というふうなイメージで考えますと、そのころだと、日に日に草が大きくなっていますので、測定のタイミングがつかみづらいなと思いますので、もう少し定義ないし測定方法等を詳しくというか、親切に書いていただければと思っております。

チガヤでもう一つございます。チガヤの17、出穂の難易という項目があるんですけども、どういう状態が出穂が難で、あるいは易なのかというのがイメージしにくいものですから、何か定義の仕方を説明するとかをしていただく必要があろうかと思えます。

特に、ほかの草種と比べた感じからすると、13番の項目の穂の数というのと、この出穂の難易というのが、何だか意味がダブるような感じもしますので、御検討をお願いしたいと思っております。

○分科会長 どうもありがとうございます。ちょっと最初の方のものが把握し切れなかったのですが、最初は、トールフェスクの形質の2番ですね。

メドウフェスクは9番ですね。

最後のチガヤが17番ですね。

○植木室長 どうも貴重な御意見をありがとうございます。本日は、重要な形質について決めることになってございまして、この審査基準につきましては、また、それを踏まえて、今までも意見をいただいておりますけれども、更に御意見をいただきながら、よりいいものにしたいと思っておりますので、また、御意見を、今、いただきましたので、私どもの方からお考えをお示しして、御相談したいと思っております。

○分科会長 どうもありがとうございました。では、続きまして、どうぞ。

○植木室長 ちょっと追加で申し訳ございません。トールフェスクの葉身の幅の形質番号2番の方で、これは、実際に測定するステージの関係から少し順番を変えたらどうかという御意見でございますけれども、ほかとの横並びが、実は、告示をする場合にも、一応順番というのは決まっておりますので、そこの順番は結構事務的には非常に大きな作業になるんですけども、やはりここは順序を後にした方がよろしいでしょうか。ちょっと再度御意見を伺いたいと思うんですけども。

○清水専門委員 事務的に大変なようであれば、項目は生きているわけですから、そこで構わないと思います。

○植木室長 ありがとうございます。再度、中で相談させていただきまして、また、改めてその順番につきましては、実は、ここはそれぞれの部位ごとに順番を並べてございまして、できれば、この順番でやらせていただければ、ありがたいと思っております。

○分科会長 どうも貴重な御意見をありがとうございます。では、続きまして、花き類につきまして、神田委員、柳下専門委員の方から御意見をお願いいたします。

○神田委員 草花観賞分野は、20品目について見させていただきました。ほぼ見直しは適切に改正されていると思えました。

ただ、観賞する品目であります。特に、話が重要な育種における品種改良の形質になるんですけども、花卉数なども一重のものを八重にするなどの育種が行われておりますので、今回、花卉数の項目がないものなどがありましたので、今後、そういったところで新たな品種が出てきましたら、よく検討して追加などをしていただけたらと考えております。

以上です。

○柳下専門委員 柳下です。事前に資料を送っていただきまして、見させていただきまして疑問に思った点については、御回答いただきまして、一応、理解いたしました。

ただ、1つ気になったのは、かすみそうとかきくなどで、かすみそうについては、今回、花の匂いの項目が落ちているということで、花の香りとか匂いに関しては、客観的な評価方法がないということで落ちているということなんですけれども、花の香りについては、新しい香りを持った品種なども最近多く出てきておりますので、これらがうまく評価できるように、今後、検討していただければと思います。

以上です。

○分科会長 どうもありがとうございました。では、工芸作物につきまして、小松専門委員からコメントをお願いいたします。

○小松専門委員 おたねにんじんについて審査させていただきました。事前に送っていただきましたので、形質については、私が指摘した箇所については、ほとんど直っているのによろしいかと思えます。

それで、後ほどまたやりとりをやるという話でしたけれども、種類別の詳細な基準を見させていただきますと、まだ、気にかかるところ、直し切れていないところがあるので、また、やりとりさせていただきたいと思えます。

それと、エキス含量、サポニンの有無という日本薬局方を準拠して規定をつくられているところがあるんですけども、局方の方も委員会の方で若干変更が入ってくることもあるんですね。例えば、サポニンの有無のところだと、10センチ展開するというのが、7センチに変わる可能性が高いんです。私はそちらの委員もやっているのですが、そういうふうに変った場合に、どのような対応をされていくのか、その都度直されていくのか、それをちょっとお聞きしたいと思えます。

○山口総括審査官 今回、サポニンの含量等についての評価方法については、局方に準拠した形で定義させていただくようにしておりますので、その局方の方が変われば、それに応じて、基準の評価方法についても変更するように考えております。

○分科会長 どうもありがとうございました。それでは、今、委員の方からコメントをいただきましたけれども、ほかの委員の先生方、渡邊委員、日影委員、金澤専門委員、福田専門委員から何かコメントはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○金澤専門委員 それでは、しろクローバなんですけれども、最近、鉢花の方で非常に四葉のクローバということで、今、たくさん、私が知っている中でも3クラブくらい新しい

品種、それから海外から導入組が結構おりますので、この辺でもう少し特性調査時の生育条件をちょっと整えておかないと、たくさん一遍に申請されたときに、ちょっと混乱するのかなということなので、その辺もまた含んでいただけますと、もっとスムーズに審査がいくのかなと思います。

○植木室長 わかりました。

○分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様方から御意見をいただきましたけれども、農林水産大臣に当審議会の意見を答申いたしますので、この重要な形質の改正案につきまして、委員の先生方の御意見をお伺いいたします。

これは、委員の先生方から、このままでよろしいということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 では、お願いします。

○植木室長 どうもありがとうございます。諮問の内容、答申の内容でございますけれども、誤字とか脱字については、あるいはルビが要るんだけれども、ルビがないとか、そういうものにつきましては、事務局の方で修正させていただくということで、その方は、ひとつ御了解をいただきたいと思っております。

○分科会長 では、今の点につきまして、委員の先生方にお伺いいたします。

事務局から御提案のあったとおり、誤字、脱字の修正につきましては、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 それでは、答申文を次のようにしたいと考えております。では、これから答申文をお配りいたします。

○植木室長 それでは、読み上げさせていただきます。種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について答申。

平成23年12月15日付、23食産第1688号をもって諮問のあった表記の件については妥当であると認める。

以上です。

○分科会長 では、この答申文(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 どうもありがとうございます。では、異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、これにて審議は終了とさせていただきます。

引き続き、事務局の方から、その他の事項として説明をお願いいたします。

○遠藤課長 資料3に「食料産業局の業務について」というのがございますが、今回、9月1日から新しい局になりましたので、この機会に説明させていただければと思います。

(PP)

まず、目次をお願いしたいんですけども、この資料は、食料産業局のチャレンジ、業務内容と、そのさらなる農林水産業の成長に向けた取組みにつきまして述べられております。

(PP)

まず、1ページでございますけれども、プロローグといたしまして、農山漁村、農林水産物、左にありますように、農山漁村には、農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景伝統文化というように、地域資源がたくさんございます。そういう中で、1次産業、2次産業、3次産業すべて連携しまして、その成長産業化を図っていくというのが局の主眼でございます。

(PP)

具体的にどういう形かという、このようなバリューチェーンと申しますか、消費者から消費者まで、農林水産業、1次産業でございますが、2次産業、製造業、建設業、それから3次産業、外食、その他の産業をすべて連鎖させまして、成長産業をつくっていくということでございます。

ともすれば、従来、農林水産省といいますのは、1次産業が中心でございましたが、2次産業、3次産業にも着目いたしまして、連鎖しながら新しい事業を興していくということでございます。

(PP)

実際のチャレンジの内容でございますが、真ん中にありますように、新しい産業分野を切り開いていこうということでございまして、再生可能エネルギー、太陽光、小水力発電等、それからバイオマス、6次産業化、輸出産業、地産地消、観光、食品産業、物流産業がございまして、当課といたしましては、新しい産業全般を切り開いていくというのが業務でございます。

(PP)

当面の課題でございますが、左にありますように、農林漁業の成長産業化を図る、それから輸出戦略、先般の原発事故等で輸出は非常に落ち込んでおりますので、その立て直しと。

それから、再生可能エネルギーの推進というこの3つの課題を踏まえまして、右にありますように、6次産業化の推進、そのためのファンドを造成するとか、それから、輸出戦略の立て直し、再生可能エネルギーの法律をつくっていくということを、今、考えております。

(PP)

具体的な目標でございますけれども、6次産業化につきましては、左の下にありますように、5年で1兆円から3兆円の規模をつくっていくと。

新事業創出、まさに当課が担当するところでございますけれども、緑と水の環境技術革

命、総合戦略という、今、戦略を立てておりますが、10年間で6兆円の新事業をつくっていくと、そのためには、下にありますように、毎年1,000億円の立ち上げ、それから医薬分野で600億円の市場開拓という、かなり大きな目標になっているんですけども、このような目標を立ててやっております。

(PP)

それで、平成24年度予算、これについては、近々閣議決定の予定でございますけれども、新しい局の新しい予算ということで、ファンド、それから再生可能エネルギーの導入、それから当方の課では5番目になりますけれども、新産業の創出ということで、しかるべき予算を取って進めていく予定でございます。

(PP)

これが、ファンドでございまして、全く新しい取組みでございます。政府と民間の出資、両方の出資で、中央のファンドと、それから地域のファンド、実際に地域にできましたファンドが、その地域の6次産業化事業者を支援していく仕組みになっております。

(PP)

6次産業化の推進。この6次産業化といいますのは、改めて申しますと、1次産業、2次産業、3次産業をまとめて1プラス2プラス3、もしくは1かける2かける3のトータルで行っていかうというのが6次産業化でございまして、これは、5年間で3兆円にすると。

その施策といたしましては、右にありますように、ファンドとか、加工販売施設の整備関連予算の抜本見直し等を考えております。

(PP)

輸出促進につきましては、ちょっとくり返しになりますが、原発事故の関係で、少しトーンダウンしているところを、戦略を練り直しまして、再度チャレンジすると。

特に、戦略の4でございまして、もう一度ジャパンプランドの安全性、品質の確保ということを諸外国に情報発信していかうというのが戦略の中心でございまして。

(PP)

食文化、これは、実は今、食文化につきまして、世界無形遺産の登録が進んでおりまして、右下にありますように、フランス、メキシコ、地中海、それから韓国、それぞれ食文化が世界無形遺産と登録されておりますので、我が国の食文化もこの登録に向けて手続を進めていかうという取組みでございまして。

(PP)

日本料理、改めて申すまでもございませぬが、非常に旬の食材を生かす、栄養のバランスが取れている。それから、発酵食品ということで特徴がありますし、それが、年中行事やお祭りとか結合しているという特徴がございまして。これが、懐石料理に凝縮されておりますので、懐石料理ということをも日本の食文化として登録していかうという取組みがございまして。

(PP)

次に、再生可能エネルギーでございますが、これは、一番右にありますように、農山漁村におきまして、太陽光、風力発電、小水力発電等を取組みますと、ポテンシャルとしましては、我が国の総電力量の43%をカバーできるというポテンシャルがあるということで、これを踏まえまして、実際に43%実現するのは大変なんですけれども、それを目指して、再生可能エネルギー、農山漁村でも展開していこうというのが、この趣旨でございます。

1枚進んでいただきまして、具体的なイメージの絵でございますが、陸上、洋上風力発電、それから太陽光、地熱、小水力、バイオマス、これらを活用して行っていくということでございます。

(PP)

さらなる成長に向けてということで、これが当課の中心の業務でございます。イノベーションによる創造的破壊で、新結合による革新を進めていこうということで、その5つの結合といいますのが、新しい財貨、生産方法、販路、原材料、組織の5つになります。

先ほど、緑と水の環境技術革命と申しましたが、これが、イノベーションの戦略でございます。端的にいきますと、農山漁村、農林水産業のいろんなバイオマス、再生可能エネルギー、それから農林水産物そのものを活用して、新しい技術と組み合わせ、いろんな新しいエネルギー、新しいマテリアルをつくっていこうという戦略でございます。

今の説明は、ここの部分でございます。

(PP)

これが、緑と水の環境技術革命の重点分野、6分野ございまして、バイオマス、藻類、生物機能の高度利用、右にいきますと、クロマグロ完全養殖、高度生産管理システム、これが植物工場でございます。あと、超長期保持技術というのがございます。

(PP)

次に、新しい財貨でございますが、これは福祉分野につきまして、農業と福祉を考えると、農業者率の高いところは、医療費が低いと、健康で長生きできる実際の寿命というのが非常に長くなっているというような状況がございますので、農業と医療を結び付けて考えていこうというのが、この福祉でございます。

(PP)

それから、森林の癒し効果でございますが、森林は、ストレス解消の効果があるということでございまして、それをうまくレクリエーション等で使っていこうと。

(PP)

次は観光でございますが、これは、御案内のとおり、農山漁村は非常に観光資源がございますので、これをうまく活用していこうということでございます。

(PP)

新しい生産方法といたしましては、例えば植物工場がございます。



(PP)

これが AI システムによる匠の技の継承というのがございます。これは、今は特に園芸分野で高齢化で引退される篤農家、非常に高い技術の農家の熟練の技をデータベース化するプロトコールといいますか、形をつくりまして、それをデータベース化したしまして、承継できるようにするとともに、知的財産化しまして、有効に活用するというところでございます。

(PP)

これが、無人化、ロボット化という取組みでございまして、いろいろ取り組まれております。

(PP)

マグロの完全養殖でございまして、クロマグロ、ウナギ、今、取り組まれておりますが、まだ、採算ベースに至るまでには、かなり時間がかかるようではございますけれども、これにつきましても、取り組んでいきたいということでございます。

(PP)

次に新しい販路といたしましては、例えば新しい食品の機能性の成分を活用したものをつくっていくというようなことでございます。

(PP)

新素材、メチル化カテキン、それからクリプトキサンチン等を使っていくと。

(PP)

それから、バイオマスは、従来から言われておりますが、バイオマスを活用していく。

(PP)

バイオのガスの形、それからマテリアルの利用等でございます。

(PP)

医療・福祉分野でも、例えば右にありますように、人工血管になる生糸を出すカイコの育成等も考えております。

(PP)

最後に、産業連携ネットワークということで、以上の取組みを進めるために、農業者、消費者、業界関係者、金融機関、行政等が一堂に集まりまして、今、ネットワークをつくっているところでございます。これをベースにして6次産業化を進めていくということに取り組んでおります。

それで、今回、御審議いただきました育成者権といいますのは、やはり地域ブランドの推進ということで、6次産業化の核になる農業の知的財産ということでございますので、それを活用して是非また6次産業化を展開するということもどんどん進めていきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

○植木室長 引き続き御説明させていただきます。参考資料の4番という横長の1枚紙

がございまして、また、先ほどの重要な形質の関係に少し戻るんでございますけれども、先ほど説明を少し忘れておりまして、大変失礼いたしました。

参考資料の4番をごらんいただければと思います。今日、御議論いただいた重要な形質につきましては、パブリックコメントということで、農水省のホームページの方で案を公表しまして、意見を求めました。パブリックコメントの実施状況でございますけれども、実施期間は、今年の11月7日から12月6日までの間でございます。横長の1枚紙でございます。

意見は1つでございまして、2番に意見の概要が書いてございますが、UPOV条約との整合性を見地から、種苗法第2条第2項の重要な形質に係る特性は、遺伝子型またはその組み合わせによって生ずる特性を指すものと解するべきだと思います。したがって、本件告示において、植物の肉眼で識別できる外観上の形質のみならず、香りや味、栄養素、生育条件等の遺伝子上識別できる形質についても定めるべきだと思いますという御意見をいただいております、これにつきましては、回答（案）とございますけれども、種苗法第2条第2項の重要な形質に係る特性及びUPOV条約の遺伝子型またはその組み合わせによって生ずる特性は、これは必ずしも植物の外観で識別できる形質のみに限っていないということ、現に、現在でもぶどうの果汁の甘味等を定めているところだと、こういう内容で回答をしたいと思っております。

これにつきまして、何か御意見等がなければ、こういうことで回答をしたいと思っております。

次が、資料の4番でございます。縦長の表裏の資料の4番ということで、これは、御参考にご報告するものでございますけれども「植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)技術作業部会開催報告」とございますけれども、先ほどのセッションで、UPOVについて、いろいろと日本が参加しているということを申し上げて、今年の11月TWO、TWFを日本で行ったということをご報告申し上げましたので、ちょっと簡単にペーパーの方を用意しました。

1番が、第44回観賞植物及び林木技術作業部会(TWO)でございまして、広島県福山市で11月6日から11日まで開催してございます。

参加国・機関は、UPOVの加盟国15か国、書いているとおりでございます。

オブザーバーが6か国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、カンボジア、これは東アジアフォーラムの関係でございます。

それから、UPOV事務局、ヨーロッパ品種庁(CPVO)、あるいはCIOPORAが参加してございます。

議題でございますけれども、新規では、18の新規の基準について検討を行っております。星印がございまして1番のアグラオネマ、5番のコスモス、16番のオンシジウム、これは日本から提案したものでございます。

あと、改正の4品目について議論してございます。

②として裏側にまいますけれども、この作業部会では、審査基準だけではなくて、いろんな審査上の、技術上の事柄について議論をしているということでございます。

2番、第42回の果樹技術作業部会（TWF）でございますけれども、これは、先ほどのTWOに引き続きまして、広島県の呉で、11月13日から18日まで開催してございます。参加国機関は、書いてあるとおりでございます。

若干TWFの方が、UPOV加盟国の参加者は多くなってございます。

あと、議題の方でございますけれども、新規では、6つの基準について検討されまして、1番のキンカンでございますけれども、日本から提案したものでございます。

それから、この3つの改正について議論されてございます。

あと、参考でございますけれども、これまで何回か作業部会が日本で開催されております。直近では2005年でございますので、久しぶりに日本でUPOVの作業部会をやったわけでございます。こういう活動を通じまして、日本も積極的に国際的な活動に協力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。では、今の説明に対しまして、御意見あるいは御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○山岸委員 ちょっとどうしてもお聞きしたいと思っていることが1つあります。実際に重要な形質を決めているわけですが、実際の出願数と登録数というのは、ほぼ同じくらいかなと思って表は見させていただいているんですけども、実際に出願して、これは、だめだと言われたものの数というのは、ゼロではないんですか。

○植木室長 ゼロではないです。

○山岸委員 そうでしたら、どういう理由でだめかというのをちょっと教えておいていただけないでしょうか。

○山口総括審査官 登録した件数は昨年、約1,200件くらいですね。それで、拒絶をしている件数が130件くらいございました。

拒絶をした理由としましては、いわゆる主な要件が5つ、冒頭で御説明を差し上げたように、区別性、均一性、安定性、それから未譲渡性、それと名称の適切性という、主な要件が5つあるわけですが、その中で、特に拒絶の理由として多いのは、植物体でいえば、均一性がないというのが、最も理由としては多い理由になってございます。

あと、未譲渡性の要件を満たさなくて、拒絶されているものもあります。主な理由としては、その2点になっております。

そのほかの理由としましては、例えば栽培試験をします、あるいは現地調査をしますというときに、その準備を大臣の文書で指示するんですが、それに対して適切に対応していただかなかったときにも拒絶をすることになっておりまして、そういう拒絶の理由もございます。植物体の要件とか、名称、未譲渡性の要件の中では均一性、それから未譲渡性、

国内で出願よりも1年以上前に販売されていたとか、あるいは海外で4年以上前に販売されていたものが出願されてきて、その条件を満たさなかったというようなものが理由としてはございます。

○山岸委員 どうもありがとうございます。

○分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

では、特に何も無いということと考えまして、これで種苗分科会を終わらせていただきます。

事務局の方から、何かほかにごございますでしょうか。

○山本課長補佐 ございません。

○遠藤課長 それでは、本日、いただきました御意見等を踏まえまして、告示改正の作業を進めてまいりたいと存じますので、今後とも種苗行政の円滑な推進に向けまして、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○分科会長 誠に、本日はどうもありがとうございました。